

(表 面)

<p>写 真 ち よ う 付 面</p>	<p>第 号</p> <p>(職)氏 年 名 月 日生</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第十五条の規定による当該職員の証</p> <p>年 月 日</p> <p>厚生労働省(都道府県、市又は特別区) 印</p>
--	---

(A列6番)

第十五条 (感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第一項 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために必要があるときは、当該職員に、

一 動向及び原因を明らかにするために必要があるときは、当該職員に、

二 当該職員に、

三 当該職員に、

四 当該職員に、

五 当該職員に、

六 当該職員に、

七 当該職員に、

八 当該職員に、

九 当該職員に、

十 当該職員に、

(注意)

一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。

二 当該職員でなくなったときは、厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に返還すること。